i Cubed Systems

第23期
定時株主総会
招集ご通知

開催日時

2024年９月25日（水曜日）
午前10時開始
（受付開始：午前９時30分）

開催場所

福岡県福岡市中央区天神一丁目１番１号
アクロス福岡７階
大会議室

会場が昨年と異なります。ご来場の際は、お間違えのないようにお気を付けください。

株式会社アイキューブドシステムズ
証券コード：4495

決議事項

第１号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）２名選任の件
第２号議案　監査等委員である取締役４名選任の件

目次

株主の皆様へ …… P 1
第23期定時株主総会招集ご通知 …… P 2
株主総会参考書類 …… P 8
事業報告 …… P15
連結計算書類 …… P44
計算書類 …… P46
監査報告 …… P48

株主の皆様へ

株主の皆様におかれましては、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。また平素より格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

本年1月の能登半島地震の被害に遭われた皆様には心よりお見舞い申し上げますとともに、被災地の一日も早い復興をお祈りいたします。

ここに、第23期定時株主総会招集ご通知をお届けいたします。

第23期（2024年6月期）は、日経平均株価が史上最高値を記録するなど景気回復に向けた動きが見られた一方で、ウクライナ情勢及びイスラエル情勢の長期化、日米の金融政策の動向などに対する懸念が存在し、先行き不透明な状態が続きました。このような市場環境の中、株式会社NTTドコモが提供するMDMサービスであり当社がOEMを提供する「あんしんマネージャーNEXT」の拡大に伴い、新規顧客の獲得が進んでおります。

また、当社グループは、当連結会計年度において10KN COMPANY LIMITEDの全株式を取得し、子会社化しました。同社は、ベトナム（ハノイ市）に拠点を置く開発会社であり、豊富な経験と高い開発スキルを有する若きエンジニアを数多く揃え、日本企業向けのシステム、WEB、アプリケーション等の受託開発案件も手掛けております。同社を迎えいれることで、当社グループの中長期的な開発リソースを強化するとともに、さらなる事業拡大を目指してまいります。

当社グループは、今後も「挑戦を、楽しもう。」をスローガンに掲げ、さらなる発展に向けた取り組みを推進してまいります。皆様からのご支援、ご鞭撻をいただき、事業の発展に対する我々の使命感は一層強まっております。皆様のさらなるご支援、ご理解を賜りますよう心よりお願い申し上げます。

代表取締役執行役員社長 CEO
佐々木 勉



証券コード：4495
2024年９月６日
（電子提供措置の開始日2024年９月３日）

株 主 各 位

福岡県福岡市中央区天神四丁目１番37号
株式会社アイキューブドシステムズ
代表取締役執行役員社長 CEO　佐々木 勉

第23期定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第23期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイトに「第23期定時株主総会招集ご通知」として掲載しておりますので、以下のウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいますようお願い申し上げます。

当社ウェブサイト
https://www.i3-systems.com/ir/library/shareholdermeeting/

また、上記のほか、インターネット上の以下ウェブサイトにも掲載しております。

東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）
https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show

（上記ウェブサイトにアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「アイキューブドシステムズ」又は「コード」に当社証券コード「4495」を入力し、検索のうえ、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。）

当日のご来場に代えて、電磁的方法（インターネット）又は書面により議決権を行使することができます。お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、４頁に記載の方法により、2024年９月24日（火曜日）午後５時までに議決権をご行使くださいますよう、お願い申し上げます。

また、本株主総会は株主の皆様向けにインターネットによるライブ配信を行います。詳しくは「インターネットによるライブ配信のご案内」をご参照ください。

敬　具

記

1　開催日時	2024年９月25日（水曜日）午前10時開始（受付開始　午前９時30分）
2　開催場所	福岡県福岡市中央区天神一丁目１番１号 アクロス福岡　７階　大会議室 （前回と会場が異なりますので、お間違えのないようご注意ください。）
3　目的事項	報告事項　１．第23期（2023年７月１日から2024年６月30日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件 ２．第23期（2023年７月１日から2024年６月30日まで）計算書類の内容報告の件 決議事項　第１号議案　取締役(監査等委員である取締役を除く。)２名選任の件 第２号議案　監査等委員である取締役４名選任の件 以上

■電子提供措置事項のうち、下記の事項につきましては、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、書面交付請求をしていただいた株主様へ送付している書面にも掲載しておりません。従って、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面は、監査報告を作成するに際し、会計監査人及び監査等委員会が監査をした一部です。
①連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」、「連結注記表」
②計算書類の「株主資本等変動計算書」、「個別注記表」
■書面交付請求をされていない株主様には、法令で定める事項に加えて、株主総会参考書類を記載した書面をご送付しております。
■電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトに修正内容を掲載させていただきます。

議決権行使についてのご案内

議決権の行使には以下の３つの方法がございます。

株主総会にご出席になる場合



同封の議決権行使書用紙を会場受付へご提出

日時 **2024年９月25日（水曜日）午前10時開始**
（受付開始：午前９時30分）

株主総会にご出席されない場合

■ 議決権行使書用紙を郵送する場合



行使期限 **2024年９月24日（火曜日）午後５時到着分まで**

同封の議決権行使書用紙に各議案に対する賛否をご記入のうえ投函。議決権行使書用紙において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

■ インターネットによる議決権行使の場合 （パソコン又はスマートフォン）



行使期限 **2024年９月24日（火曜日）午後５時入力分まで**

各議案に対する賛否をご入力。行使方法につきましては、５頁をお読みください。

⚠ ご注意

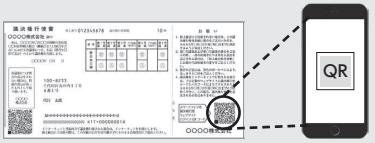
1. 当日ご出席の場合は、郵送又はインターネットによる議決権行使のお手続きはいずれも不要です。当日、議決権行使書用紙を会場受付へご提出くださいますようお願い申し上げます。
2. インターネットに関する費用（接続料金、通信料金等）は、株主様のご負担となります。
3. インターネットのご利用環境、ご加入のサービスやご使用の機種によっては、ご利用いただけない場合があります。
4. 議決権行使書による議決権行使の際に、各議案に対して賛否の表示が無い場合は、賛成の表示があったものとしてお取扱いいたします。
5. インターネットと書面両方で議決権行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。また、インターネットにより複数回又はパソコン、スマートフォンにて重複して議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。

インターネットによる議決権行使について

QRコードを読み取る方法「スマート行使」

議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトにログインすることができます。

❶ 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※QRコードは、株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

❷ 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。
議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですが右記の「議決権行使コード・パスワードを入力する方法」により、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。
※QRコードを再度読み取っていただくと、右記の議決権行使ウェブサイトにアクセスできます。

インターネットによる議決権行使に関するお問い合わせ先

インターネットによる議決権行使に関するご不明な点につきましては、下記にお問い合わせください。

▶三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート

専用ダイヤル **0120-652-031**（午前9時～午後9時）

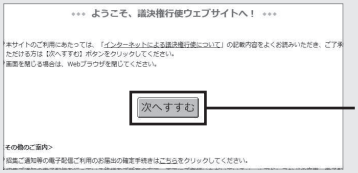
用紙のご請求等、その他のご照会は **0120-782-031**（平日午前9時～午後5時）

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト

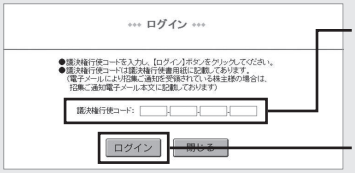
https://www.web54.net

❶ 議決権行使ウェブサイトにアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

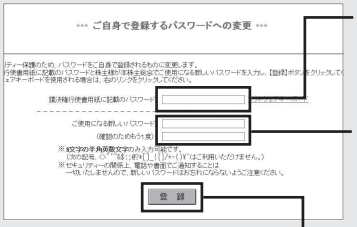
❷ 議決権行使書用紙の裏面左下に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力

「ログイン」をクリック

❸ 議決権行使書用紙の裏面左下に記載された「パスワード」をご入力ください。



「パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください。

「登録」をクリック

以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

インターネットによるライブ配信のご案内

・本総会の様子をご自宅等からでもご視聴いただけるよう、株主様向けにインターネットによるライブ配信を行います。
・パソコン又はスマートフォンから、以下の方法により配信用ウェブサイトにアクセスしていただき、株主ＩＤ及びパスワードを入力のうえ、ご視聴ください。

配信日時

2024年９月25日（水曜日）午前10時～株主総会終了時刻まで

※配信用ウェブサイトは、株主総会の開始時刻30分前（午前９時30分）頃よりアクセス可能です。

当日の視聴方法

パソコン又はスマートフォンにて以下の配信用ウェブサイトにアクセスし、株主ＩＤ及びパスワードを入力してください。

配信用ウェブサイト　https://4495.ksoukai.jp

株主ＩＤ：議決権行使書用紙記載の**「株主番号」**（数字９桁）

パスワード：議決権行使書用紙記載の**「郵便番号」**（数字７桁ハイフンなし）

※株主ＩＤ及びパスワードは議決権行使書用紙に記載されております。議決権行使書用紙を投函される場合は、その前にお手元に「株主番号」をお控えください。

ご視聴にあたってのご注意事項

・インターネットによるライブ配信をご視聴いただく場合、当日の決議にご参加いただくことはできません。また、ご質問を含む一切のご発言ができません。事前に郵送又はインターネットによる議決権行使をお願いいたします。
・配信の映像は役員席付近のみとさせていただきます。ご出席される株主様は映らないよう配慮いたしますが、やむを得ず映り込んでしまう場合がございます。

・撮影、録画、録音、保存及びＳＮＳ等での無断公開は固くお断りいたします。
・株主ＩＤ及びパスワードの第三者への提供は固くお断りいたします。
・ご使用のパソコン又はスマートフォンの接続環境等により、ご視聴できない場合や、映像や音声に不具合が生じる場合がございます。
・やむを得ず、当日インターネットによるライブ配信を行うことができなくなった場合は、当社ウェブサイト（https://www.i3-systems.com/ir/library/shareholdermeeting）にてお知らせいたします。

ライブ配信に関するお問い合わせ先

ご不明な点がございましたら、以下の窓口へお問い合わせください。

株主番号及びパスワードについて

三井住友信託銀行
バーチャル株主総会サポート専用ダイヤル
0120-782-041
（平日午前９時～午後５時/フリーダイヤル）

事前質問の受付についてのご案内

・株主の皆様からのご質問を本株主総会前にもインターネットを通じてお受けいたします。
・事前質問の受付期間は、2024年９月６日（金曜日）午前10時から2024年９月18日（水曜日）午後５時までとなります。
・事前にいただきましたご質問のうち、株主の皆様の関心の高い事項につきましては、当日のご質問とは別に本株主総会にて取り上げさせていただく予定です。なお、個別のご回答はいたしかねますので、あらかじめご了承ください。
・本株主総会にて取り上げさせていただくご質問への回答の様子は、インターネットによるライブ配信でご覧いただけます。
・事前にパソコン又はスマートフォンから、インターネットによるライブ配信の配信用ウェブサイトにアクセスしていただき、株主ＩＤ及びパスワードを入力、ログイン後「事前質問を行う」ボタンを押し、必要事項をご入力のうえ、「申し込む」ボタンを押してください。

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第１号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)２名選任の件

本総会終結の時をもって、取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）全員（３名）は任期満了となります。

つきましては取締役２名の選任をお願いするものであります。

なお、当社の監査等委員会は、全ての候補者について妥当であると判断しております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号 1

佐々木（ささき） 勉（つとむ）

1973年８月４日生

所有する当社の株式数 2,715,330株

再任



■ 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1996年 ４月	株式会社システムライフ 入社
2001年 １月	アイキューブドシステムズ 個人創業
2001年 ９月	有限会社アイキューブドシステムズ（現当社）設立 代表
2003年 ９月	当社 代表取締役社長 CEO
2020年 ８月	当社 代表取締役社長 CEO（内部監査室担当）
2021年 ９月	当社 代表取締役社長 CEO（全部門統括）
2021年11月	株式会社アイキューブドベンチャーズ 取締役（現任）
2022年 ９月	当社 代表取締役執行役員社長 CEO（全部門統括）（現任）
	（現在に至る）

■ 取締役候補者とした理由

佐々木勉氏は、当社の創業者として、企業経営・事業戦略等に関する豊富な知識と経験を有しており、創業以来代表取締役社長として当社の経営を指揮し、当社を持続的に成長させてきた実績を有しております。

今日の当社を築き上げてきた候補者の経営実績、事業における幅広い知識、持続的な企業価値向上のために発揮されるリーダーシップは、今後も当社の成長に必要であると判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものです。

候補者番号 2

坂田（さかた） 崇典（たかのり）

1969年９月４日生

所有する当社の株式数 －株

新 任



■ **略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況**

1992年 4 月	凸版印刷株式会社（現TOPPAN株式会社） 入社
1997年10月	朝日アーサーアンダーセン株式会社（現PwCコンサルティング合同会社）入社
2000年 8 月	株式会社日経BP 入社
2005年11月	アウンコンサルティング株式会社 入社
2005年12月	同社 執行役員
2006年 8 月	同社 取締役常務執行役員
2014年 6 月	AUN Thai Laboratories Co., Ltd. 取締役
2014年 6 月	AUN Global Marketing Pte. Ltd. 取締役
2014年 6 月	アウンコンサルティング株式会社 取締役専務執行役員
2015年 6 月	AUN PHILIPPINES INC. 取締役
2017年 6 月	AUN Vietnam Co., Ltd. 監査役
2019年 6 月	アウンコンサルティング株式会社 取締役副社長
2024年 4 月	当社 入社 管理本部 副本部長
2024年 7 月	当社 執行役員 管理本部 本部長（現任）（現在に至る）

■ **取締役候補者とした理由**

坂田崇典氏は、コンサルティング会社等での経験、上場会社における管理部門や経営者としての経験、海外事業における豊富な経験と見識を有しており、2024年７月から当社の管理本部長を務めております。

このような豊富な経験と実績を活かし、当社取締役として当社の事業拡大及び経営管理体制強化への貢献を期待できると判断し、新たに取締役として選任をお願いするものです。

（注）１．各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
２．取締役候補者佐々木勉氏は当社の経営を支配している者であります。
３．「所有する当社の株式数」については、2024年６月30日現在の所有株式数を記載しております。
４．当社は、保険会社との間で会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が役員としての業務につき行った行為（不作為を含む）に起因して、保険期間中に損害賠償請求を提起された場合において、当該保険により被保険者が負担することになる法律上の損害賠償金及び争訟費用を補填することとしております。なお、各候補者は当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容で更新を予定しております。

第２号議案 監査等委員である取締役４名選任の件

本総会終結の時をもって、監査等委員である取締役全員（４名）は任期満了となります。つきましては監査等委員である取締役４名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号 1

東（ひがし） 能利生（のりお）

1957年１月23日生

所有する当社の株式数 －株

再任 社外 独立



■ **略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況**

1986年10月	センチュリー監査法人（現EY新日本有限責任監査法人）入所
1990年 2 月	公認会計士登録
1997年 6 月	同法人代表社員
2019年 7 月	東能利生公認会計士事務所開設 代表（現任）
2022年 6 月	福岡ひびき信用金庫 非常勤監事（現任）
2023年 9 月	当社 社外取締役（常勤監査等委員）（現任）
	（現在に至る）

■ **監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要**

東能利生氏は、社外役員となること以外の方法で、会社経営に関与された経験はありませんが、公認会計士としての専門的知見及び監査法人における豊富な監査経験を有しており、このような実績を活かし、取締役を監視するとともに、提言・助言いただくことを期待しております。

当社の経営の妥当性・適正性を確保するための役割を果たし、実効性の高い監査を実施していただけるものと判断し、引き続き常勤監査等委員である社外取締役として選任をお願いするものです。

同氏の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって１年となります。

候補者番号 2

内田（うちだ）　裕子（ゆうこ）

1968年10月29日生

所有する当社の株式数　－株

再任　社外　独立



■ **略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況**

1991年 4 月	大和証券株式会社 入社
2000年 1 月	有限会社ハーベイロード・ジャパン 取締役
2016年 5 月	金沢機工株式会社 社外取締役（現任）
2017年 9 月	工藤建設株式会社 社外取締役（現任）
2019年 9 月	当社 社外取締役
2020年10月	株式会社松本商店 社外取締役
2021年 1 月	株式会社スイングバイクリエーション 設立 代表取締役社長（現任）
2021年 4 月	株式会社良知経営 社外取締役
2022年 9 月	当社 社外取締役（監査等委員）（現任）
2024年 1 月	株式会社良知経営 取締役（現任）
	（現在に至る）

■ **監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要**

内田裕子氏は、ジャーナリストとして多種多様な企業取材からの知見、またダイバーシティ経営に関する見識を有しており、その豊富な経験や独立性を活かし、社外取締役という立場から当社の経営を監督していただくとともに、当社経営全般に助言をいただくことを期待しております。

当社の成長及びコーポレート・ガバナンス強化に寄与していただくため、引き続き監査等委員である社外取締役として選任をお願いするものです。

同氏の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって５年、監査等委員である社外取締役に就任してからの年数は、本総会終結の時をもって２年となります。

候補者番号 3

古宮　洋二（ふるみや　ようじ）

1962年11月26日生

所有する当社の株式数　－株

再任　社外　独立



■ **略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況**

1985年４月	日本国有鉄道 入社
1987年４月	九州旅客鉄道株式会社 入社
2005年５月	同社 鉄道事業本部企画部長
2006年５月	同社 鉄道事業本部運輸部長
2010年６月	同社 鉄道事業本部営業部長
2011年６月	同社 鉄道事業本部サービス部長兼鉄道事業本部営業部長
2012年６月	同社 総務部長
2012年６月	同社 取締役総務部長
2012年９月	同社 取締役鉄道事業本部クルーズトレイン本部長兼総務部長
2013年６月	同社 取締役総務部長
2016年６月	同社 常務取締役鉄道事業本部長兼北部九州地域本社長
2018年６月	同社 取締役常務執行役員鉄道事業本部長兼北部九州地域本社長
2019年６月	同社 取締役専務執行役員鉄道事業本部長兼北部九州地域本社長
2020年６月	同社 取締役専務執行役員総合企画本部長
2022年４月	同社 代表取締役社長執行役員兼最高経営責任者（現任）
2022年９月	当社 社外取締役（監査等委員）（現任） （現在に至る）

■ **監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要**

古宮洋二氏は、企業経営者としての豊富な経験と見識を有しており、その豊富な経験と独立性を活かし、社外取締役という立場から当社の経営を監督していただくとともに、当社経営全般に助言を頂戴することを期待しております。

当社の成長及びコーポレート・ガバナンス強化に寄与していただくため、引き続き監査等委員である社外取締役として選任をお願いするものです。

同氏の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって２年となります。

候補者番号 4

舞田（まいた）　靖子（やすこ）

1973年７月26日生

所有する当社の株式数　－株

再任　社外　独立



■ **略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況**

2002年10月　ときわ総合法律事務所（現西村あさひ法律事務所・外国法共同事業）入所
2010年７月　プライスウォーターハウスクーパース株式会社
（現PwCアドバイザリー合同会社）出向
2012年７月　西村あさひ法律事務所 東京事務所
（現西村あさひ法律事務所・外国法共同事業）
2013年７月　弁護士法人西村あさひ法律事務所 社員
2018年４月　北九州市立大学大学院マネジメント研究科 特任教授（現任）
2020年４月　九州大学法科大学院 非常勤講師
2022年６月　舞田法律事務所 設立 代表
2022年６月　熊本電気鉄道株式会社 監査役（現任）
2022年９月　当社 社外取締役（監査等委員）（現任）
2023年６月　株式会社福岡キャピタルパートナーズ 監査役（現任）
2024年３月　弁護士法人舞田法律事務所 設立 社員（現任）
（現在に至る）

■ **監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要**

舞田靖子氏は、弁護士としての専門的見地、M&Aや組織再編、事業再生等に関する豊富な経験と見識を有しており、その豊富な経験や独立性を活かし、社外取締役という立場から当社の経営を監督していただくとともに、当社経営全般に助言をいただくことを期待しております。

当社の成長及びコーポレート・ガバナンス強化に寄与していただくため、引き続き監査等委員である社外取締役として選任をお願いするものです。

同氏の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって２年となります。

（注）１．各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
２．東能利生氏、内田裕子氏、古宮洋二氏及び舞田靖子氏は、社外取締役候補者であります。
３．東能利生氏、内田裕子氏、古宮洋二氏及び舞田靖子氏は、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。
４．当社と東能利生氏、内田裕子氏、古宮洋二氏及び舞田靖子氏は、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当社は、東能利生氏、内田裕子氏、古宮洋二氏及び舞田靖子氏が選任され就任した場合、各氏との間で当該契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく賠償責任限度額は、各氏とも年間500万円又は会社法第425条第１項に規定する額のいずれか高い額をもって、損害賠償責任の限度としております。
５．「所有する当社の株式数」については、2024年６月30日現在の所有株式数を記載しております。
６．当社は、保険会社との間で会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が役員としての業務につき行った行為（不作為を含む）に起因して、保険期間中に損害賠償請求を提起された場合において、当該保険により被保険者が負担することになる法律上の損害賠償金及び争訟費用を補填することとしております。なお、各候補者は当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容で更新を予定しております。

以　上

事業報告（2023年７月１日から2024年６月30日まで）

1 企業集団の現況に関する事項

（１）当連結会計年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度の経済環境は、日経平均株価が史上最高値を記録するなど景気回復に向けた動きが見られた一方で、ウクライナ情勢及びイスラエル情勢の長期化、日米の金融政策の動向などに対する懸念が存在し、先行き不透明な状態が続きました。

このような市場環境の中、当社グループは、パーパスを「笑顔につながる、まだ見ぬアイデア実現の母体となる」、提供価値を「デザインとエンジニアリングの力で、挑戦を支える」と定義した上で、「挑戦を、楽しもう。」をブランドスローガンに掲げ、挑戦的な文化を醸成し、ITを軸とした様々な挑戦を積極的に進めていく企業を目指しております。

当社グループは、企業、教育、医療の現場で活用されるモバイル端末の一元管理・運用を行うSaaS（Software as a Service）を提供する「CLOMO事業」を主軸に展開しております。また、CVC（コーポレートベンチャーキャピタル）やM&Aを通じた投資活動により、グループの持続的成長とスタートアップ企業の新たな価値創造を支える「投資事業」を運営しております。

また、当社グループは、当連結会計年度において10KN COMPANY LIMITEDの全株式を取得し、子会社化しました。同社は、ベトナム（ハノイ市）に拠点を置く開発会社であり、豊富な経験と高い開発スキルを有する若きエンジニアを数多く揃え、日本企業向けのシステム、WEB、アプリケーション等の受託開発案件も手掛けております。同社を迎えいれることで、当社グループの中長期的な開発リソースを強化するとともに、さらなる事業拡大を目指してまいります。

当連結会計年度の経営成績については、主軸事業であるCLOMO事業において、OEM提供を通じた新規顧客の獲得が進んだ結果、売上高が前年同期比で増加しました。CLOMO事業の売上原価は、前連結会計年度において製品開発力の増強を目的に、新たに開拓した委託先企業と積極的に開発投資を進めたことで、ソフトウェア製品のリリースが増加した結果、減価償却費を中心に前年同期比で増加しました。投資事業の売上原価は、当社グループのCVCを通じた投資先の評価損が発生した結果、前年同期比で増加しました。販売費及び一

般管理費は、当連結会計年度においては、企業の持続的成長を目的に新卒人材を中心とした採用計画を進めており、中途採用に係る人材紹介費用等が減少したものの、M&Aに係る諸費用等が発生したことにより前年同期比で増加しました。

この結果、当連結会計年度の経営成績は、売上高2,949,083千円、営業利益692,162千円、経常利益668,440千円、親会社株主に帰属する当期純利益463,463千円となりました。

セグメントごとの経営成績は、次のとおりであります。

a) CLOMO事業

CLOMO事業においては、2010年から提供を開始したモバイル端末管理サービス「CLOMO MDM」及びモバイル端末向けアプリサービス「CLOMO SECURED APPs」(以下、CLOMOサービスとする。）を事業の主軸に、クラウドを利用したBtoBのSaaS事業をサブスクリプションの形で提供しており、2023年12月に公表されたMDM市場(自社ブランド)シェアにおいて、2011年度から13年連続でシェアNo.１を達成しました。

当連結会計年度においては、株式会社NTTドコモが提供するMDMサービスであり当社がOEMを提供する「あんしんマネージャーNEXT」の拡大に伴い、新規顧客の獲得が進みました。この結果、１年間に増加した導入法人数は、前々連結会計年度が524社増、前連結会計年度が1,014社増であったのに対して、当連結会計年度は1,781社増となりました。導入法人数の増加ペースは、あんしんマネージャーNEXTへのOEM提供開始後２年間で３倍以上に加速しております。

さらに、2024年２月にCLOMOサービスが「政府情報システムのためのセキュリティ評価制度（ISMAP)」 に登録され、政府が求める高いセキュリティ水準をクリアしたサービスとして認められました。これにより、政府・行政機関はもちろん、その他の顧客にとってもCLOMOサービスの信頼性向上に繋がり、新規顧客の獲得に貢献するものと考えております。

また、ARPU向上を目指した戦略の一環として、オプションサービスの拡充を進めており、2023年９月よりTeamViewerジャパン株式会社との協業を開始し、同社が提供するリモートアクセスツール「TeamViewer Remote」の提供を開始しました。近年、モバイル端末の活用方法は多様化しており、例えば、店舗等に備え付けられている無人のモバイル端末の管理や、離れたオフィスで発生したITトラブルへの対応など、モバイル端末へのリモート接続が必要となる場面が増加しております。TeamViewer Remoteは高いセ

キュリティレベルを維持した上で、各種モバイル端末へリモート接続し、遠隔からモバイル端末の操作を可能とするサービスです。2024年６月にはCLOMO MDMとの連携機能をリリースしており、今後もさらなる利便性の向上を図る予定です。

さらに、2023年12月にはCheck Point Software Technologies Ltd.が開発するモバイルセキュリティソリューション「Harmony Mobile」の提供を開始しました。Harmony Mobileは、悪意のあるアプリやネットワーク・OS攻撃からモバイル端末を包括的に保護し、多角的な防御を可能にする、モバイル端末向けセキュリティソリューションです。CLOMO MDMと合わせて使うことで、高度な脅威に対応したモバイル端末管理が可能となり、企業における安心・安全なモバイル端末の活用をサポートします。このように、MDMの周辺サービスをオプションサービスにラインナップすることで、クロスセルによるARPUの向上を図ってまいりました。

製品開発においては、CLOMOサービスのPC資産管理市場でのシェア獲得に必要となるWindows端末向けの機能強化のほか、他社製品との連携、ChromeOSへの対応など、顧客のニーズに応えるための機能改善に引き続き注力しました。

これらの取り組みにより、導入法人数は6,710社(前連結会計年度末に比べ1,781社、36.1％増加)に達しました。

この結果、売上高は2,949,083千円、営業利益は763,328千円となりました。

なお、サービス別の内訳は次のとおりであります。

CLOMO MDM	売上高	2,692,338千円
CLOMO SECURED APPs	売上高	153,474千円
その他	売上高	103,271千円

b) 投資事業

投資事業では、ベンチャーキャピタル子会社である株式会社アイキューブドベンチャーズを通じてアイキューブド１号投資事業有限責任組合を設立し、CVCとして投資活動を推進しております。当連結会計年度においては２社へ投資を行い、投資先社数は７社となりました。

主な投資対象はモバイル、SaaS、セキュリティ等、当社事業領域と親和性の高い企業、社会課題解決型企業及び当社グループが本社を置く九州の地場で活動している企業としております。また、当社グループの新たな市場領域への進出及び収益源の創出を図るべく、

M&Aを通じた新事業開発にも積極的に取り組んでおります。
この結果、営業損失は71,165千円となりました。

② 設備投資の状況
当連結会計年度における設備投資額は295,069千円で、その主な内容は、ソフトウェアの開発274,509千円であります。

③ 資金調達の状況
該当事項はありません。

（2）財産及び損益の状況の推移

区分	第20期 (2021年6月期)	第21期 (2022年6月期)	第22期 (2023年6月期)	第23期 (当連結会計年度) (2024年6月期)
売上高 (千円)	2,029,180	2,454,410	2,665,041	2,949,083
経常利益 (千円)	559,868	817,879	609,938	668,440
親会社株主に帰属する当期純利益 (千円)	420,212	539,529	440,098	463,463
1株当たり当期純利益 (円)	80.79	102.67	83.33	87.96
総資産 (千円)	2,830,693	3,202,755	3,399,411	3,609,238
純資産 (千円)	1,681,306	2,223,929	2,573,506	2,579,565
1株当たり純資産額 (円)	320.92	420.88	484.70	503.60

(注) 第21期より連結計算書類を作成しておりますので、第20期については、当社単体の数値を記載しております。

（3）重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 子会社の状況

会社名	資本金 又は 出資金	当社の出資比率	主要な事業内容
株式会社アイキューブドベンチャーズ	10,000 千円	100.0%	投資事業、投資事業組合の運用、投資先支援等
アイキューブド1号投資事業有限責任組合	500,000 千円	99.0% (1.0)	投資事業
10KN COMPANY LIMITED	3,517,335 千VND	100.0%	ソフトウェアの受託開発事業

(注) 1．当社の出資比率欄の（ ）内の数字は、間接所有割合の内数を表示しております。
2．2024年4月2日付で10KN COMPANY LIMITEDの全株式を取得し、同社を完全子会社化しております。

（4）対処すべき課題

当社グループが対処すべき主な課題は以下のとおりであります。

① MDM市場におけるシェアの拡大

CLOMO事業が属するMDM市場は、スマートフォンのビジネス利用の増加に加えて、モバイルPCや業務専用端末など、新たなMDMの活用シーンの拡大によって成長を遂げており、当社グループも導入法人数、ライセンス数の増加により収益基盤が拡大しております。一方で、近年では海外製品の国内参入などを背景に、市場における競争優位性の確保に対する重要性が高まっております。

このような中で、CLOMO事業のMDM市場におけるシェアを拡大させるためには、当社グループの技術開発力をベースにした高機能化、周辺機能の追加、複数種類の端末の管理機能拡充などにより、アップセルとクロスセルを高め、顧客単位の売上増加・コスト減少に取り組んでいく必要があると考えております。加えて顧客の信頼を厚くするためのサポート体制の充実による高い継続率の維持に取り組んでまいります。

また、クラウドを利用したSaaSサービスであるため、顧客の予期せぬ急増や、一度に多量のライセンスを受注した場合においても、当社グループは新規で物理的なサーバー機器を調達、構築する必要がないことから円滑に対応でき、当社グループに大きな負担はありません。導入までのサポートを大きな負荷無く短期間で済ませることで、成長の一層の加速に取り組んでまいります。

② 開発体制の強化

CLOMO事業の拡大に向けては、多様化する顧客ニーズへ対応し、さらなる新機能の開発を進めていくことが課題と考えております。近年の国内におけるITエンジニアの採用環境については、売り手市場の継続により厳しい状況となっております。このような状況への対応として、エンジニアが成長し充実した仕事・生活ができる実感をもてるような環境を作り、それを対外的にアピールする機会を増やすことで、エンジニアにとって魅力的な職場としての認知を広めていきたいと考えております。また、エンジニアの成長機会を増やすため、社内勉強会の開催や、オンライン上で開催される社外勉強会への登壇、企業やコミュニティで開催するエンジニア向け年次カンファレンスを中心に積極的に参加してまいります。

さらに、M&Aを通じた開発人員の増強や、海外におけるオフショア開発先の開拓など、外部リソースを活用した抜本的な開発体制の強化に取り組んでまいります。当連結会計年度

においては、ベトナムに拠点を置くソフトウェア開発会社を子会社化し、中長期的な開発リソースの確保・強化が進んでおります。

③　品質保証体制の強化

顧客に提供するサービスを構成するソフトウェアについては、サービス品質向上に向けた様々な施策を実施してきた結果、顧客満足度の向上によるユーザーの定着が進んでおります。当社グループでは、この方向性を継続し、ソフトウェアエンジニアリングにおける改善をさらに進めることが課題と認識しており、サービス品質向上のための様々な改善活動に積極的に取り組んでまいります。

④　カスタマーサクセス活動の効率化

CLOMO事業はサブスクリプション型のビジネスモデルであり、顧客のライセンス継続率を高く維持することが重要と認識しております。カスタマーサクセス活動においては、メール及び電話での顧客からの問い合わせ対応に加えて、顧客との関係強化に向けた定期的な面談を実施し、CLOMO MDMの基本的な利用方法から効果的な活用方法までを学べる「CLOMO ステップアップセミナー」を月数回開催しております。顧客からの電話での問い合わせに対しては、電話応答率が平均90％を上回るなど、顧客に寄り添った迅速な課題解決を行うことができる体制を構築しております。

一方で、CLOMO事業の顧客数の順調な拡大に伴って問い合わせの件数は年々増加しております。これに対して、顧客数の増加に比例して人員増強を進めるのではなく、従来のカスタマーサクセス活動の品質を保ち、高い継続率を維持しつつも、業務効率化によってカスタマーサクセス活動に係る人員数を一定程度に抑制することが課題と考えております。そのために、製品の操作マニュアルや操作レクチャー動画の拡充を進めており、顧客自身で製品操作に対する疑問を解消しやすい環境を整えることで、顧客の利便性向上及び業務の効率化を図ってまいります。

⑤　新たな事業領域の開拓

当社グループは、主軸であるCLOMO事業の拡大により、連結売上高の成長を続けております。一方で、将来にわたって持続的な企業価値向上を実現するためには、CLOMO事業の周辺領域への進出や、新規事業の開発など、新たな事業領域の開拓が課題であると考えてお

ります。この課題を解決するために、当社グループでは、投資事業を通じて獲得した豊富な情報ソースを活用したM&Aや、社内における事業開発活動に積極的に取り組んでまいります。

（5）主要な事業内容

当社グループは当社及び連結子会社３社（株式会社アイキューブドベンチャーズ、アイキューブド１号投資事業有限責任組合、10KN COMPANY LIMITED）の計４社で構成されております。パーパスを「笑顔につながる、まだ見ぬアイデア実現の母体となる」、提供価値を「デザインとエンジニアリングの力で、挑戦を支える」と定義した上で、「挑戦を、楽しもう。」をブランドスローガンに掲げ、挑戦的な文化を醸成し、ITを軸とした様々な挑戦を積極的に進めていく企業を目指しております。

当社グループは、企業や教育、医療の現場において活用が進むモバイル端末を、一元的に管理・運用するためのマネジメントサービスをSaaS（Software as a Service）として提供する「CLOMO事業」及びCVCやM&Aを通じた投資活動によって当社グループの持続的な成長を目指す「投資事業」を運営しており、詳細は以下のとおりであります。なお、これらの区分はセグメントと同一の区分であります。

① CLOMO事業

CLOMO事業は、法人向けモバイル端末（iPad等のタブレット、iPhoneやAndroid等のスマートフォン、モバイルPC）を、一元的に管理・運用するサービス「CLOMO MDM」をライセンス形式で提供しております。さらに、モバイル端末向けアプリケーション「CLOMO SECURED APPs」のライセンスや、MDMに関連するオプションサービスも販売しております。

これらのサービスはクラウドを介してSaaSとして提供しております。クラウド上でのソフトウェア管理により多くの顧客に対応でき、ビジネス規模の拡大によるスケールメリットを享受できる収益構造となっております。また、月額や年額で定額課金するサブスクリプション型を採用しており、サービスの提供開始後は解約や契約ライセンス数の減少がない限り、毎月安定した収益を積み上げることができます。この安定した収益基盤により、事業の成長を目指しております。

CLOMO事業では、主に販売パートナー（携帯電話販売会社や携帯電話販売代理店等）を

通じて、最終ユーザーである法人顧客にサービスを提供しております。販売パートナーは、当社が顧客に提供する利用ライセンス数に応じたライセンス使用料を顧客に請求し、当社は販売パートナーに対して、利用ライセンス数に応じたライセンス使用料を請求しております。

販売パートナーへの支援活動としては、製品に関する勉強会を定期的に開催し、必要に応じて当社のテクニカルコンサルタントが販売パートナーの営業スタッフに同行して商談をサポートしております。また、販売した顧客に対しては、当社のカスタマーサクセス部門が直接、電話やメールによる問い合わせの対応を行い、定期的な利用状況のモニタリングや、製品活用のためのセミナーを開催することで、高い継続率及び顧客満足度を維持しております。

さらに、当社はソフトウェア開発、ライセンス販売、サービス運用、プラットフォーム管理、カスタマーサポートの全てを自社でコントロールする統合的な体制を強みとしております。具体的には、サービス運用やカスタマーサポートで得た知見や顧客の要望を、新たなソフトウェアの開発や既存のソフトウェアの改善に迅速に反映させることで、CLOMO事業の競争力を高めております。

CLOMO事業をサービス別に区分すると主軸であるCLOMOサービスと、SECURED APPsサービスの２つとなります。詳細は、次のとおりであります。

a) CLOMOサービス

CLOMOサービスは、企業や学校法人等が使用する多数のiPad等のタブレット、iPhoneやAndroid等のスマートフォンを一元的に管理・運用するサービス「CLOMO MDM」を提供しております。主な機能としては、「利用状況の監視（モバイル端末の利用状況を遠隔でリアルタイムに把握する機能）」「運用効率化（個別端末の機能を適切に設定・制限する機能）」「盗難/紛失時の対策（盗難/紛失時に端末ロックやデータ消去を行う機能）」等を行うことができます。さらに、CLOMO MDMとセットで使用するオプションサービスについても、時流に合わせて継続的に拡充し、充実したラインアップを取り揃えております。

CLOMO MDMは、導入支援や導入後の積極的なサポート体制を評価いただき、大規模運用ユーザーも含めて業種業態を問わず採用されております。また、主要な販売パート

ナーである株式会社NTTドコモが提供するMDMサービスのリニューアルに伴い、当社のCLOMO MDMが採用され、2022年９月よりOEM提供を開始しました。これにより、中小規模企業へのサービス導入も進んでおります。

CLOMOサービスはApple Inc.の「Volume Purchase Program」や「Automated Device Enrollment」に対応しており、iOSデバイスの管理・活用に強みを持っております。また、Androidデバイス向けでは、Google LLCの提供する「Android Enterprise Recommended」を取得しており、「Android Enterprise Partner Program」においてはGold Partnerとして認定されております。さらに、Windowsデバイス向けでは、日本マイクロソフト株式会社と協業（重要な投資パートナーとして、ハード面、ソフト面において、様々な支援を受けております。）しており、様々なOSでの管理・活用が可能となっております。

製品・サービス名	概要
1．CLOMO MDM	多種多様な大量のモバイル端末を、安全で効率的に運用できる管理機能を提供します。企業の管理者はモバイル端末を導入する際の「利用状況の監視」「運用効率化」「盗難/紛失時の対策」を、モバイル端末、アプリケーション、情報コンテンツのそれぞれに対して簡単に行うことができるMDMサービスです。 CLOMO MDMは、iOS、Android、macOS、WindowsOS、ChromeOSで動く端末に対応しております。
2．CLOMO MOBILE APP PORTAL	様々なOSやモバイル端末に対応した、企業専用の統合的なアプリケーションポータルサイトを提供します。 CLOMO MDMとセットで利用し、「アプリの遠隔配信・削除」「企業内のアプリ管理」「アプリライセンスの配布・回収」等を行うことで、企業の管理者が利用者に対して業務利用アプリ（業務利用アプリの例：ブラウザ、メール、スケジュール、アドレス帳、ファイル共有）を効率的に配布、管理できるサービスです。
3．CLOMO オプションサービス	CLOMO MDMをさらに安心・便利に利用するための各種オプションサービスです。主に、モバイル端末の活用における様々なリスクを防ぐためのハイエンドセキュリティオプションサービスや、企業の管理者に対してモバイル端末の管理負荷を軽減するための支援サービスを提供しております。 主な製品は下記のとおりです。 ・CLOMO MDM secured by Deep Instinct（サイバーセキュリティ対策） ・CLOMO MDM secured by Cybertrust（デバイス証明書） ・CLOMO MDM secured by OneBe（持ち出し対策） ・CLOMO Launcher（Android ホーム画面作成） ・CLOMO リモートデスクトップ powered by TeamViewer（リモートアクセス） ・Harmony Mobile（モバイルセキュリティソリューション） ・キッティングサービス（キッティング作業を代行） ・サポートチケット（導入・運用のサポート） ・運用代行サービス（CLOMO MDMの運用代行） ・リモートオペレーションサービス（24時間365日、紛失時の対応） ・オンボーディングサービス（初期設定から運用開始までを一貫して支援）

b）SECURED APPsサービス

近年のDX化に伴い、業種業態を問わず様々なビジネスシーンでモバイル端末の活用が進む中、モバイル端末自体の管理に留まらず、企業が業務上で使用するアプリケーションに対しても、顧客情報や機密情報の流出を防ぐための高いセキュリティ要件が求められております。「SECURED APPs」は、セキュリティとアプリケーションの使い勝手の良さを両立させることでモバイル端末の「活用」を支援する、企業向けのモバイルアプリケーションです。

SECURED APPsは、ビジネスで利用するブラウザ、メール、スケジュール、アドレス帳、ファイル共有の５つのアプリケーションを提供しており、法人向けアプリケーションに求められるセキュリティ要件を満たしながら、個人向けアプリケーションと同様の使い勝手を実現しております。

製品・サービス名	概要
4．SECURED APPs	ビジネスで利用するブラウザ、メール、スケジュール、アドレス帳、ファイル共有の５つのアプリケーションを、安全性と利便性を両立させて利用できるようにしたサービスです。iOS、Androidに対応しており、MDMとセットでの活用は勿論、MDMの導入を強制できない個人持ち込みデバイスにも対応しております。

② 投資事業

投資事業では、当社グループの持続的な成長を実現するべく、ベンチャーキャピタル子会社である「株式会社アイキューブドベンチャーズ」を通じて「アイキューブド１号投資事業有限責任組合」を設立し、スタートアップ投資を行っております。主な投資対象はモバイル、SaaS、セキュリティ等、当社グループの事業領域と親和性の高い企業としております。さらに、社会課題解決型企業や、当社グループが本社を置く九州の地場で活動している企業についても投資対象としており、この投資活動により世の中にイノベーションの連鎖を創出し、新たな価値創造への挑戦に貢献することを目指しております。

（6）企業集団の主要拠点等　（2024年６月30日現在）

① 当社

本社　：福岡本社　（福岡県福岡市中央区）
　　東京本社　（東京都港区）
営業所　：札幌オフィス　（北海道札幌市北区）
　　仙台オフィス　（宮城県仙台市青葉区）
　　名古屋オフィス（愛知県名古屋市中村区）
　　大阪オフィス　（大阪府大阪市北区）
　　広島オフィス　（広島県広島市中区）

② 子会社

株式会社アイキューブドベンチャーズ	（福岡県福岡市中央区）
アイキューブド１号投資事業有限責任組合	（福岡県福岡市中央区）
10KN COMPANY LIMITED	（ベトナム・ハノイ市）

（7）使用人の状況　（2024年６月30日現在）

① 企業集団の使用人の状況

使用人数（名）	前連結会計年度末比増減
157（17）	34名増（２名増）

（注）使用人数は就業人員数であり、臨時雇用者数（派遣社員及びアルバイト）は、年間平均雇用人員を（ ）内に外数で記載しております。

② 当社の使用人の状況

使用人数（名）	前事業年度末比増減	平均年齢（歳）	平均勤続年数（年）
130（17）	7名増（２名増）	35.7	4.7

（注）使用人数は就業人員数であり、臨時雇用者数（派遣社員及びアルバイト）は、年間平均雇用人員を（ ）内に外数で記載しております。

2 株式の状況（2024年６月30日現在）

（１） 発行可能株式総数

普通株式　　20,000,000株

（２） 発行済株式の総数

普通株式　　5,303,750株（自己株式200,168株を含む）

（３） 株主数　　1,852名

（４） 大株主（上位10名）

株主名	持株数（千株）	持株比率（%）
佐々木　勉	2,715	53.20
畑中　洋亮	421	8.25
ジャフコＳＶ４共有投資事業有限責任組合	253	4.97
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	116	2.27
野村證券株式会社	100	1.96
NOMURA PB NOMINEES LIMITED OMNIBUS-MARGIN（CASHPB）	89	1.75
平　強	86	1.68
大野　尚	60	1.17
ビッグ・フィールド・マネージメント株式会社	60	1.17
大淵　一正	49	0.96

（注）自己株式（200,168株）は、上記大株主及び持株比率の計算から除いております。

（5） 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況

当事業年度中に交付した株式報酬の内容は次のとおりです。

・取締役、その他の役員に交付した株式の区分別合計

区分	株式数（株）	交付対象者数（名）
取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）	1,200	2

（6） その他株式に関する重要な事項

①新株予約権の行使により発行済株式の総数が10,200株増加しております。

②当社は、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行と資本効率の向上を可能にするため、会社法第165条第３項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定により、2024年５月14日の当社取締役会決議に基づき、2024年５月15日に自己株式立会外買付取引（ＴｏＳＴＮｅＴ－３）により、200,000株（発行済株式総数（自己株式を除く。）に対する割合は3.78％）の自己株式を総額298,400,000円で取得いたしました。

3 新株予約権等の状況

（1） 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

	第８回新株予約権
発行決議日	2021年５月12日
新株予約権の数	600個
新株予約権の目的となる株式の種類と数	普通株式600株
新株予約権の払込金額	新株予約権と引換えに払い込みは要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の価格	新株予約権１個あたり4,665円 （１株あたり4,665円）
権利行使期間	2023年６月10日～2031年６月９日
行使の条件	（注） 1

役員の保有状況	取締役（監査等委員及び社外取締役を除く。）	新株予約権の数 目的となる株式数 保有者数	600個 600株 1名
	社外取締役（監査等委員を除く。）	－	
	取締役（監査等委員）	－	

（注）1．新株予約権の行使の条件は以下のとおりです。
① 新株予約権者は、当社が提出した2022年６月期から2030年６月期までのいずれかの事業年度に係る定時株主総会に提出される決算書の損益計算書に記載される売上高が金30億円を超過している場合に限り、これを最初に充たした事業年度の定時株主総会より翌日以降に割り当てられた数の本新株予約権の全部又は一部を行使することができる。なお、国際財務報告基準の適用等により参照すべき売上高の概念に重要な変更があった場合には、当社の合理的範囲内において、別途参照すべき指標を取締役会にて定めるものとする。
② 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社の取締役、監査役又は従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。
③ 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
④ 新株予約権の質入れその他一切の処分は認めない。
⑤ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
⑥ 各本新株予約権１個未満の行使を行うことはできない。
2．その他の条件は、当社取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによります。

（2） 当事業年度中において当社使用人に対して交付された新株予約権の状況

	第11回新株予約権	第12回新株予約権
発行決議日	2023年12月12日	2024年５月14日
新株予約権の数	1,500個	7,900個
新株予約権の目的となる株式の種類と数	普通株式1,500株	普通株式7,900株
新株予約権の払込金額	新株予約権と引換えに払い込みは要しない	新株予約権と引換えに払い込みは要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の価格	新株予約権１個あたり1,345円（１株あたり1,345円）	新株予約権１個あたり1,455円（１株あたり1,455円）
権利行使期間	2026年１月19日～2034年１月18日	2026年６月13日～2034年６月12日
新株予約権の行使の条件	（注）１	（注）１
使用人への交付状況	新株予約権の数 1,500個 目的となる株式数 1,500株 交付者数 １名	新株予約権の数 7,900個 目的となる株式数 7,900株 交付者数 28名

（注）１．新株予約権の行使の条件は以下のとおりです。

[第11回新株予約権の行使条件]

① 新株予約権者は、当社が提出した2024年６月期から2032年６月期までのいずれかの事業年度に係る定時株主総会に提出される決算書の損益計算書に記載される売上高が金42億円を超過している場合に限り、これを最初に充たした事業年度の定時株主総会より翌日以降に、割り当てられた数の本新株予約権の全部又は一部を行使することができる。なお、国際財務報告基準の適用等により参照すべき売上高の概念に重要な変更があった場合には、当社の合理的範囲内において、別途参照すべき指標を取締役会にて定めるものとする。

② 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社の取締役 、監査役又は従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。

③ 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。

④ 新株予約権の質入れその他一切の処分は認めない。

⑤ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

⑥ 各本新株予約権１個未満の行使を行うことはできない。

[第12回新株予約権の行使条件]

① 新株予約権者は、当社が提出した2025年６月期から2033年６月期までのいずれかの事業年度に係る定時株主総会に提出される決算書の連結損益計算書に記載される売上高が金50億円を超過している場合に限り、これを最初に充たした事業年度の定時株主総会より翌日以降に、割り当てられた数の本新株予約権の全部又は一部を行使することができる。なお、国際財務報告基準の適用等により参照すべき売上高の概念に重要な変更があった場合には、当社の合理的範囲内において、別途参照すべき指標を取締役会にて定めるものとする。

② 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社の取締役又は従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。

③ 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。

④ 新株予約権の質入れその他一切の処分は認めない。

⑤　本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
⑥　各本新株予約権１個未満の行使を行うことはできない。

2．その他の条件は、当社取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによります。

4 会社役員の状況

（1） 取締役の状況　（2024年６月30日）

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役 執行役員社長	**佐々木　勉**	CEO 全部門統括 株式会社アイキューブドベンチャーズ　取締役
取締役 執行役員	**有森　正和**	CIO 事業・投資部門担当 一般財団法人アイキューブド財団　代表理事 株式会社アイキューブドベンチャーズ　取締役 リーフラス株式会社　社外取締役（監査等委員）
取締役 執行役員	**里見　亮陛**	管理本部長 CFO 管理部門担当 株式会社アイキューブドベンチャーズ　監査役
取締役 (常勤監査等委員)	**東　能利生**	東能利生公認会計士事務所　代表 福岡ひびき信用金庫　非常勤監事
取締役 (監査等委員)	**内田　裕子**	金沢機工株式会社　社外取締役 工藤建設株式会社　社外取締役 株式会社スイングバイクリエーション　代表取締役社長 株式会社良知経営　取締役
取締役 (監査等委員)	**古宮　洋二**	九州旅客鉄道株式会社　代表取締役社長執行役員兼最高経営責任者
取締役 (監査等委員)	**舞田　靖子**	弁護士 北九州市立大学大学院　マネジメント研究所　特任教授 熊本電気鉄道株式会社　監査役 株式会社福岡キャピタルパートナーズ　監査役 弁護士法人舞田法律事務所　社員

（注）１．取締役東能利生氏、内田裕子氏、古宮洋二氏及び舞田靖子氏は、社外取締役です。
２．当社は、重要な社内会議等への出席等による情報収集及び内部監査部門と監査等委員会との十分な連携を図ることで、監査等委員会による監査の実効性を高めるため、東能利生氏を常勤の監査等委員に選定しております。
３．取締役（監査等委員）東能利生氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する専門的知見を有するものであります。
４．取締役（監査等委員）舞田靖子氏は、弁護士の資格を有しており、企業法務及び法律に関する専門的知見を有するものであります。
５．当社と兼業先の法人等との間には、記載すべき重要な関係はありません。
６．当社は、取締役東能利生氏、内田裕子氏、古宮洋二氏及び舞田靖子氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
７．2023年９月27日開催の第22期定時株主総会終結の時をもって、監査等委員である取締役の幸田好和氏は辞任により退任いたしました。
８．2023年９月27日開催の第22期定時株主総会において、東能利生氏が監査等委員である取締役に新たに選任され就任いたしました。

（2） 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第１項の規定に基づき、会社法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる旨を定款に規定しており、社外取締役との間で責任限定契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、社外取締役が、その職務を行うにつき善意かつ重大な過失がないときは、年間500万円又は会社法第425条第１項に定める最低責任限度額のいずれかの高い額をもって、損害賠償責任の限度としております。

（3） 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が役員としての業務につき行った行為（不作為を含む）に起因して、保険期間中に損害賠償請求を提起された場合において、当該保険により被保険者が負担することになる法律上の損害賠償金及び争訟費用を補填することとしております。なお、贈収賄などの犯罪行為や意図的に違法行為を行った役員自身の損害等は補償対象外とすることにより、役員等の職務の適正性が損なわれないように措置を講じております。

当該役員等賠償責任保険の被保険者は当社の取締役並びに子会社の取締役及び監査役であり、全ての被保険者について、その保険料を全額当社が負担しております。

（4） 取締役の報酬等

① 役員報酬等の額の決定に関する方針

当社は、2022年９月28日開催の取締役会において、取締役（監査等委員であるものを除く。）の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。

取締役（監査等委員であるものを除く。）の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容は次のとおりであります。

ａ）基本方針

当社の取締役（監査等委員であるものを除く。）の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう株主利益と連動した報酬体系とし、個々の取締役（監査等委員であるものを除く。）の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とします。具体的には、取締役（監査等委員であるものを除く。）のうち業務執行取締役の報酬は、固定報酬としての金銭による基本報酬及び譲渡制限付株式報酬により構成し、社外取締役（監査等委員であるものを除く。）については、その職務に鑑み、固定報酬としての金銭による基本報酬のみを支払うこととします。

b）基本報酬（金銭報酬）の個人別の報酬等の額の決定に関する方針（報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む。）

当社の取締役（監査等委員であるものを除く。）の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位、職責に応じて他社水準、当社の業績、従業員給与の水準をも考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとします。

c）非金銭報酬等の内容及び額又は数の算定方法の決定に関する方針（報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む。）

非金銭報酬等は譲渡制限付株式とし、当該譲渡制限付株式の具体的な内容等については、2022年９月28日開催の第21期定時株主総会で決議され、当社の取締役（監査等委員であるもの及び社外取締役を除く。）に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的とし、総額は年額１億円以内としております。また、付与される譲渡制限付株式の総数は年１万株以内としております。各対象取締役への譲渡制限付株式の具体的な支給時期及び配分については、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう適切な時期及び配分を取締役会において決定します。

d）金銭報酬の額、非金銭報酬等の額の取締役（監査等委員であるものを除く。）の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

取締役（監査等委員であるものを除く。）の種類別の報酬割合については、当社の経営戦略・事業環境、業績、各取締役の職責と目標達成の難易度等を踏まえ、取締役会決議により委任された代表取締役社長がその具体的内容を決定するものとします。ただし、当該権限が代表取締役社長によって適切に行使されるよう、取締役会は必要に応じて協議のうえ、社外取締役の客観的立場からの意見も踏まえ、代表取締役社長へ意見を具申するものとし、代表取締役社長は当該意見に鑑み、具体的内容を決定するものとします。

e）取締役（監査等委員であるものを除く。）の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

個人別の報酬額については、当社の業績を俯瞰しつつ各取締役の担当事業における個々の成果の評価を行うには代表取締役が最も適しているため、取締役会決議により委任された代表取締役執行役員社長CEO（全部門統括）佐々木勉がその具体的内容を決定するものとします。ただし、当該権限が代表取締役社長によって適切に行使されるよう、取締役会は必要に応じて協議のうえ、社外取締役及び監査等委員会の客観的立場からの意見も踏まえ、代表取締役社長へ意見を具申するものとし、代表取締役社長は当該意見に鑑み、具体的内容を決定するものとします。

② 報酬等の内容が当該方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

個人別の報酬等については、監査等委員の客観的立場からの意見も踏まえて議論が行われ、その審議を十分に尊重して決定しているため、当期の個人別の報酬等の内容は、当社が定める上記方針に沿うものであると判断しております。

なお、2022年９月28日開催の第21期定時株主総会において、取締役（監査等委員であるものを除く。）の報酬額を年額３億円以内、監査等委員である取締役の報酬限度額を年額１億円以内と決議されており、監査等委員である取締役の報酬等は、当該範囲内において監査等委員である取締役の協議により決定しております。また、取締役（監査等委員であるもの及び社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬額を、上記とは別枠で年額１億円以内と決議されております。当該株主総会終結時点の取締役（監査等委員であるものを除く。）の員数は３名、監査等委員である取締役の員数は４名（うち社外取締役４名）であります。

③　当事業年度に係る報酬等の総額

区　　分	報酬等の総額	報酬等の種類別の総額		対象となる役員の員数
		基本報酬	譲渡制限付株式報酬	
取締役（監査等委員であるものを除く。） （うち社外取締役）	109,753千円 （－）	108,000千円 （－）	1,753千円 （－）	3名 （0名）
監査等委員である取締役 （うち社外取締役）	22,200千円 （22,200千円）	22,200千円 （22,200千円）	－ （－）	5名 （5名）

（注）上記には、2023年９月27日開催の第22期定時株主総会終結の時をもって辞任により退任した監査等委員である取締役１名が含まれております。

（5） 社外役員に関する事項

当事業年度における主な活動状況

地位・氏名		出席状況、発言状況及び社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要
取締役 (監査等委員)	東　能利生	取締役選任後、当事業年度に開催された取締役会10回の全てに、また、監査等委員会10回の全てにそれぞれ出席し、公認会計士としての専門的見地及び監査法人における豊富な監査経験に基づく助言を期待される中、取締役会において、意思決定の妥当性・適正性を確保するために発言しております。また、監査等委員会においては、常勤監査等委員として監査状況を報告するなど、当社の監査体制において適切な役割を果たしております。
取締役 (監査等委員)	内田　裕子	当事業年度に開催された取締役会13回の全てに、また、監査等委員会13回の全てにそれぞれ出席し、ダイバーシティ経営の観点を中心に当社の現状把握、課題の抽出を期待される中、取締役会において、意思決定の妥当性・適正性を確保するために発言し、適切な役割を果たしております。監査等委員会においては、当社の監査体制等について適宜、必要な発言を行っております。
取締役 (監査等委員)	古宮　洋二	当事業年度に開催された取締役会13回の全てに、また、監査等委員会13回の全てにそれぞれ出席し、経営者としての高い見識と豊富な経験に基づく見地から助言を期待される中、当社の経営体制の強化への助言を行うなど、取締役会において、意思決定の妥当性・適正性を確保するために適切な役割を果たしております。監査等委員会においては、当社の監査体制等について適宜、必要な発言を行っております。
取締役 (監査等委員)	舞田　靖子	当事業年度に開催された取締役会13回の全てに、また、監査等委員会13回の全てにそれぞれ出席し、弁護士としての専門的見地に基づく助言を期待される中、経営の監視・監督に関わる助言を行うなど、取締役会において、意思決定の妥当性・適正性を確保するために適切な役割を果たしております。監査等委員会においては、当社の監査体制等について適宜、必要な発言を行っております。

（注）東能利生氏は2023年９月27日開催の第22期定時株主総会にて選任されたため、同日以降に開催された取締役会及び監査等委員会の出席状況を記載しております。

5 会計監査人の状況

（1）会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

（2）当期にかかる会計監査人の報酬等の額

当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	24,100千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	68,592千円

（注）1．当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2．監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務執行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行った上で、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

（3）非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第２条第１項の業務以外の業務（非監査業務）である情報セキュリティ評価制度における調査業務及び監査業務を委託しております。

（4）会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定し、取締役会は当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出します。

また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

（5）責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

6 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

（1）業務の適正を確保するための体制

当社は、会社法及び会社法施行規則に定める「業務の適正を確保するための体制」として、「内部統制システムの構築に係る基本方針」を取締役会において決議しております。その概要は以下のとおりであります。

① 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

a）行動規範、コンプライアンス管理規程を定め、取締役はこれを遵守します。

b）取締役会規程をはじめとする社内諸規程を制定し、規則に基づいた会社運営を行います。

c）取締役会は、取締役会等の重要な会議を通じて各取締役の職務執行を監督し、監査等委員会は、独立した立場から、内部統制システムの整備・運用状況を含め、取締役の職務執行を監査します。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役会議事録を含めた取締役の職務の執行に係る情報について、保存期間など管理方法を、各種法令に準拠し、文書管理規程に定めた上で、適切に保存・管理します。

③ 損失の危機の管理に関する規程その他の体制

a）事業運営に関するリスクについて、毎年度の事業計画に反映し、リスク管理規程に基づき、経営のマネジメントサイクルの中でリスクの統制を行います。

b）各取締役は、自らの分掌範囲のリスク管理について責任を持つとともに、全社横断的なリスクに対しては、必要に応じて、リスク管理担当役員とリスク管理推進委員に相談し、総合的な対応を図ります。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

a）事業計画において毎年度の基本的な経営方針・計画を定め、これを軸とした計画・実施・分析評価のマネジメントサイクルを展開します。

b）各職位の責任・権限の基本的枠組みを明確にし、迅速かつ適正な意思決定、効率的な業務執行を行います。

⑤ 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

a）行動規範、コンプライアンス管理規程の整備に加え、研修などを活用したコンプライア

ンス教育を実施し、従業員の法令・企業倫理の遵守を徹底します。

b）業務における適法・適正な手続き・手順を明示した社内規程類を整備し運用します。

c）適法・適正な業務運営が行われていることを確認するため、内部監査人による監査を実施します。

⑥　当社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

a）各子会社の経営の自主独立を尊重しつつ、グループ経営の適正かつ効率的な運営に資するため「関係会社管理規程」及び関連規則を定め、子会社はこれらの規程及び規則に基づき業務を適正に推進するため諸規程を定め、経営内容及び業務執行については定期的に当社取締役会に報告します。

b）リスク管理推進委員会等の重要な委員会は、各子会社を視野に入れて活動することとし、各子会社の代表者は重要なリスクについてリスク管理推進委員会にて報告します。

c）内部監査室は、各子会社の監査を実施又は統括し、各子会社が当社の内部統制に準拠した体制を構築し、適正に運用するよう監視、指導します。

⑦　監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、当社の使用人から補助者を任命することができます。

⑧　前号の使用人の独立性に関する事項

a）監査等委員会の補助者の職務執行について、取締役（監査等委員であるものを除く。）の指揮命令からの独立性及び監査等委員会からの指示の実効性を確保します。

b）監査等委員会の補助者の人事に関する事項については、監査等委員会の意見を尊重します。

⑨　取締役（監査等委員であるものを除く。）及び使用人が監査等委員会に報告をするための体制

a）法令の定めによるもののほか、重要会議へ監査等委員は出席します。

b）監査等委員会に報告を行ったことを理由として、当該報告者に対し、人事上その他の不利益な取り扱いは行いません。

⑩　その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

代表取締役社長と監査等委員会との定期的な意見交換などの実施や内部監査人と監査等委員との緊密な連携などにより、監査等委員会監査の実効性を高めるための環境整備を行い

ます。

（2）業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりです。

① 取締役の職務の執行に関して

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するため、法令、定款、及び社内規程を遵守し、企業倫理に則って行動するように徹底しております。監査等委員会規程に則った取締役の職務執行の監査も十分に確保されております。当事業年度において取締役会を13回開催し、迅速かつ適正な意思決定、効率的な業務執行が行われております。

② リスク管理に関して

リスクの回避、軽減を行うため、役職員はリスク管理規程に基づき、業務上のリスクを積極的に予見し、迅速に報告することで適切に措置できるように徹底しております。また、当事業年度においてリスク管理状況を４回報告し、情報共有するとともに、リスクの重要性を評価しており、さらに、内部監査人による監査も実施し、適法・適正な業務運営が行われていることの確認を行っております。

③ コンプライアンス体制に関して

法令や定款に違反する事項に加え、会社に重大な影響を及ぼす事項が発生又は発生する恐れがあるときは、速やかに監査等委員に報告できる体制を整え、全社に周知しております。また、報告したことにより人事評価等で不当な扱いを受けないようにしており、監査等委員による監査も行っております。また、役職員に対して定期的にコンプライアンス教育を実施し、法令・企業倫理の遵守を徹底するようにしております。

④ 監査等委員の職務の執行に関して

監査等委員監査の実効性を高めるため役職員の監査等委員監査に対する理解を深めるように努め、内部監査人や会計監査人と連携し、適正な監査業務を行っております。

7 会社の支配に関する基本方針

当社は、現時点では、当該「基本方針」及び「買収防衛策」につきましては、特に定めておりません。当社は、業績のさらなる改善を図ることにより、企業価値の一層の向上を目指しております。また、積極的なIR活動を推進することにより、当社の経営方針・戦略・業績等を市場にタイムリーに伝えるよう努めてまいります。

一方で、大量株式取得行為のうち、当社の企業価値及び株主共同の利益に資さないものについては適切な対応が必要と考えており、今後の社会的な動向も見極めつつ、慎重に検討を進めてまいります。

8 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営の重要施策のひとつとして認識しており、既存事業拡大のための事業投資、企業価値向上のための戦略的投資、利益還元策実施の３つのバランスを保ちながら、包括的かつ持続可能な経済成長に貢献するとともに、株主の皆様に対しては、当社の成長に応じた安定的かつ継続的な配当を実施することを基本方針としております。

当事業年度の期末配当金につきましては、2024年８月14日開催の取締役会決議により、１株当たり普通配当32円とし、配当金の支払開始日（効力発生日）は2024年９月26日とさせていただきます。

連結計算書類

連結貸借対照表　(2024年６月30日現在)

(単位：千円)

科目	金額	科目	金額
資産の部		**負債の部**	
流動資産	**2,525,326**	**流動負債**	**1,029,673**
現金及び預金	1,812,591	買掛金	46,590
売掛金	332,127	未払法人税等	189,136
営業投資有価証券	265,391	契約負債	483,634
その他	115,215	賞与引当金	89,506
固定資産	**1,083,912**	その他	220,805
有形固定資産	**44,061**	**負債合計**	**1,029,673**
無形固定資産	**491,473**	**純資産の部**	
ソフトウエア	246,828	**株主資本**	**2,578,042**
ソフトウエア仮勘定	103,978	資本金	413,018
のれん	133,248	資本剰余金	313,018
その他	7,417	利益剰余金	2,151,179
投資その他の資産	**548,377**	自己株式	△299,174
投資有価証券	271,938	**その他の包括利益累計額**	**△7,854**
繰延税金資産	226,882	その他有価証券評価差額金	1,090
その他	49,556	為替換算調整勘定	△8,944
		新株予約権	**6,486**
		非支配株主持分	**2,890**
		純資産合計	**2,579,565**
資産合計	**3,609,238**	**負債・純資産合計**	**3,609,238**

連結損益計算書（自 2023年7月1日　至 2024年6月30日）

（単位：千円）

売上高			**2,949,083**
売上原価			**761,494**
	売上総利益		**2,187,589**
販売費及び一般管理費			1,495,426
	営業利益		**692,162**
営業外収益			
受取利息		45	
受取配当金		523	
その他		2,007	**2,576**
営業外費用			
固定資産除却損		2,496	
投資事業組合運用損		22,240	
その他		1,561	**26,298**
	経常利益		**668,440**
	税金等調整前当期純利益		**668,440**
	法人税、住民税及び事業税	277,614	
	法人税等調整額	△71,836	**205,777**
	当期純利益		462,662
	非支配株主に帰属する当期純損失（△）		**△800**
	親会社株主に帰属する当期純利益		**463,463**

計算書類

貸借対照表　(2024年６月30日現在)

(単位：千円)

科目	金額
資産の部	
流動資産	**2,196,244**
現金及び預金	1,767,154
売掛金	322,087
前払費用	104,273
その他	2,728
固定資産	**1,440,754**
有形固定資産	**43,035**
建物	23,261
工具、器具及び備品	19,773
無形固定資産	**358,668**
商標権	7,417
ソフトウエア	246,828
ソフトウエア仮勘定	104,422
投資その他の資産	**1,039,049**
投資有価証券	271,938
関係会社株式	208,724
関係会社出資金	293,632
長期前払費用	15,043
繰延税金資産	217,748
その他	31,962
資産合計	**3,636,998**

科目	金額
負債の部	
流動負債	**1,022,820**
買掛金	47,383
未払金	119,625
未払費用	81,181
未払法人税等	188,499
契約負債	483,634
預り金	13,766
賞与引当金	88,728
負債合計	**1,022,820**
純資産の部	
株主資本	**2,606,601**
資本金	413,018
資本剰余金	313,018
資本準備金	313,018
利益剰余金	2,179,738
その他利益剰余金	2,179,738
繰越利益剰余金	2,179,738
自己株式	△299,174
評価・換算差額等	**1,090**
その他有価証券評価差額金	1,090
新株予約権	**6,486**
純資産合計	**2,614,178**
負債・純資産合計	**3,636,998**

損益計算書（自 2023年7月1日　至 2024年6月30日）

（単位：千円）

売上高			**2,949,083**
売上原価			**708,159**
	売上総利益		**2,240,924**
販売費及び一般管理費			1,465,411
	営業利益		**775,513**
営業外収益			
受取利息		44	
雑収入		2,257	**2,302**
営業外費用			
固定資産除却損		2,496	
投資事業組合運用損		68,493	
雑損失		1,114	**72,105**
	経常利益		**705,710**
	税引前当期純利益		**705,710**
	法人税、住民税及び事業税	276,180	
	法人税等調整額	△62,702	**213,478**
	当期純利益		**492,231**

監査報告

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2024年８月20日

株式会社アイキューブドシステムズ
取 締 役 会　御 中

EY新日本有限責任監査法人
福岡事務所
指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　金子　一昭
指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　飛田　貴史

監査意見
当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、株式会社アイキューブドシステムズの2023年７月１日から2024年６月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。
当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社アイキューブドシステムズ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容
その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。
当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。
連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。
当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。
その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2024年８月20日

株式会社アイキューブドシステムズ
取 締 役 会　御 中

EY新日本有限責任監査法人
福岡事務所

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　金子　一昭

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　飛田　貴史

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、株式会社アイキューブドシステムズの2023年７月１日から2024年６月30日までの第23期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査等委員会の監査報告書

監査報告書

当監査等委員会は、2023年７月１日から2024年６月30日までの第23期事業年度における取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

1．監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第１項第１号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年8月21日

株式会社アイキューブドシステムズ　監査等委員会

常勤監査等委員　東　能　利　生　㊞

監査等委員　内　田　裕　子　㊞

監査等委員　古　宮　洋　二　㊞

監査等委員　舞　田　靖　子　㊞

以　上

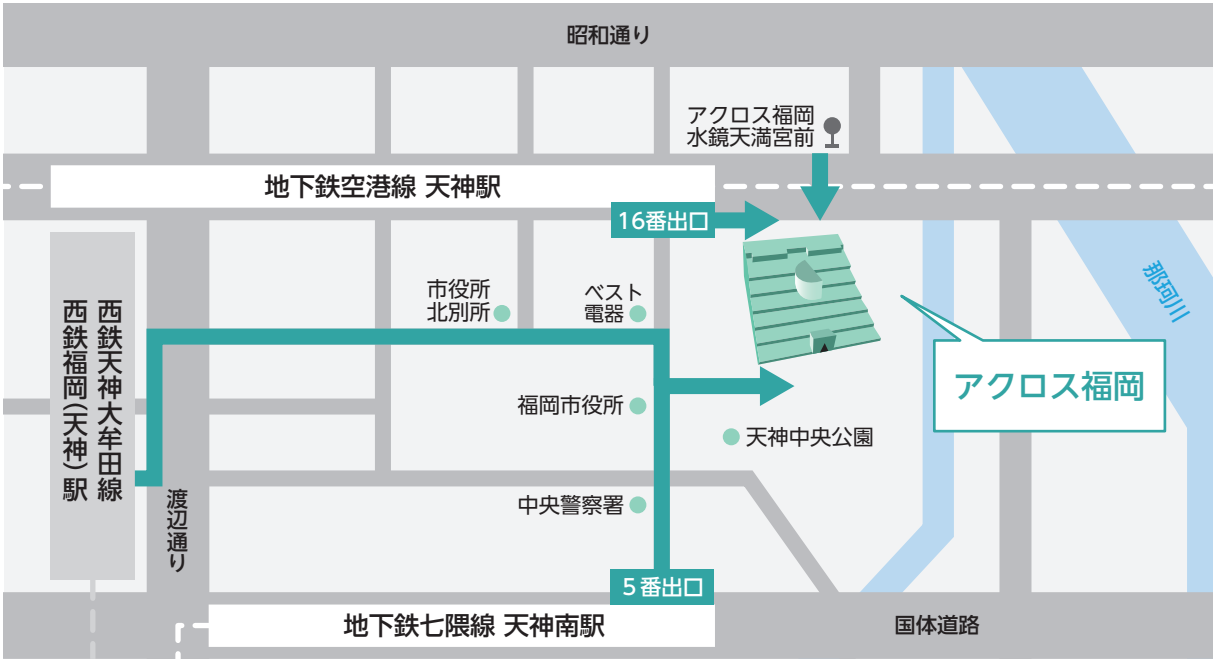
株主総会会場ご案内図

会 場

福岡県福岡市中央区天神一丁目１番１号

アクロス福岡７階　大会議室　TEL 092−725−9111（代表）

会場が昨年と異なります。ご来場の際は、お間違えのないようにお気を付けください。



交通手段

西鉄バス「アクロス福岡・水鏡天満宮前」バス停から徒歩約0分

地下鉄空港線「天神駅」（16番出口 直結）から徒歩約3分

地下鉄七隈線「天神南駅」5番出口 から徒歩約3分

西鉄天神大牟田線「西鉄福岡（天神）駅」から徒歩約5分

VEGETABLE OIL INK

UD FONT